

平成 1 5 年度第 4 回長野県公共事業評価監視委員会議事録

日 時：平成 1 5 年 1 0 月 2 8 日（火） 9 時 0 0 分～

場 所：長野県庁 特別会議室

出席委員 8 名（欠席委員：磯崎委員、宇沢委員、大澤委員、高橋徹委員、保母委員）

1 開 会 (司 会)	<p>おはようございます。それでは第 4 回評価監視委員会の会議を、昨日に続きまして開催させていただきます。委員の皆さんの出席についての報告でございますが、本日、磯崎委員、宇沢委員、大澤委員、高橋徹委員、保母委員の 5 名の方についてはご欠席という報告でございます。それから今、高橋彦芳委員についてはこちらに向かっているという確認が取れておりますので、お見えになると思いますのでよろしくお願いたします。</p> <p>それでは委員長さん、議事の方をよろしくお願いたします。</p>
野口委員長	<p>皆さん、おはようございます。昨日、大変熱心にご審議いただきまして、ひとつの山場を越えたかなという感じがいたしますけれども。今日午前中、また熱心にかつスムーズに会が運営できるようにご協力をいただきたいと思います。</p> <p>それでは昨日からの継続事項ではありますが、問題提起があって、若干回答をいただかなければいけないという問題がありました。ひとつは、ダムの中止ということに伴って契約書がどうなっているのか、違約金あたりがどうなのかという、その辺は契約書を見てからというお話がありまして、今日資料を出していただいております。これ何か説明がありますか、この件で。</p>
小林河川課長	<p>おはようございます。それではお手元に資料ということで、本体契約の解除の考え方ということでまとめております。1 枚めくっていただきますと、契約の解除についてということで、ご通知を申し上げた文書を添付してございます。</p> <p>解除の理由につきましては、その 2 行目にありますとおり「契約の第 4 7 条の 1 項により解除をします。」ということでございます。それで契約書につきまして、次の 3 枚目でございますけれど、3 枚目に仮契約書、これは 7 月 3 1 日に仮契約をいたしまして、県会の承認をいただいた日に契約ということで写しを添付してございます。その最後のページに 4 7 条ということで、4 7 条につきましてその写しを添付してございます。4 7 条というのは「前条の 1 号に規定するほか、必要があるときは契約を解除することができる。」とそういう約款に基づきまして、通知を申し上げたところでございます。内容的には以上でございます。</p>

野口委員長	梶山先生、何かコメントなりありますか。
梶山委員	こうなっているというのは分かったんですが。約款47条の最後のところで、ウのところですか、損害額については協議するとあるんですが、結局これは一番最後のところに「解除されないで工事を完成したならば、契約者が取得したであろう利益が含まれる。」と。つまり得べかりし利益まで入る、解釈上はですね。そうすると、向こうが真面目に算定してくると、相当大きな額になるのかなと思います。
野口委員長	その辺の、覚悟と言ったら語弊があるかもしれませんが。どの辺のところまでは想定されているのか、まったく出たとこ勝負なのか。
岡本委員	その点ですが、私は専門家ではないのですが、これに類似したことに少し関係したことがあって。仮に、県民の方から得べかりし利益まで払うのはおかしいじゃないかというような訴訟が起こって法廷に持ち込まれたときに、得べかりし利益までを損害と見なして払えるかどうかまだ分からないんじゃないでしょうか。つまり、本来例えば100億円の工事が仮に10億円なら10億円儲かるはずだったと、実際に2億円ぐらいまでいろいろ使ってしまったと、これは当然ですね。しかしあと8億円、何もやらないで得べかりし利益でもらえてしまうのかということ、訴訟を起こされたときに司法の判断がどうなるかはやってみないと分からないんじゃないでしょうか、ということです。
梶山委員	そうですね、この最後のところは何も書いてない方が本当は。裁判所はいわゆる相当因果関係という理屈で判断しますから、ここまでは普通入らないんです、満額は。これを書いてしまっているの、かえって損をしているという感じがします。
岡本委員	協議して定めるとなっていますからね。普通、そこで止めておく方が普通だったんじゃないかと気がします。
小林河川課長	今お話の件、内容、項目等につきましては、まだ協議中ということで、まだ判断とか、そこまで至っておりませんけれども。
野口委員長	はい、よろしゅうございますか。それではこの契約解除に伴う案件は、一応こういふことだということをご了解させていただきました。 それであともうひとつは、今日皆さんのところに昨日の、早速、新聞報道も出ておりますけれども。県営の8ダムの中止という再評価案を一応認めるということをごさせていただきましたが、その中にいくつか議論もあったので、意見書を添付してというようなことで、最終的には取りまとめさせていただくということになり

	<p>ました。</p> <p>そこで、昨日最後のところに、一応皆さんのところに、意見書というものの原々案的なものをお配りし、何かこの文案でいいのかどうか、字句上の問題もあるでしょうし、項目がこれで網羅しているのかどうかというようなことについて、何かお気づきの点があれば、書き添えるなりをしていただきたいというようなことでございましたけれども、特に、何かこの意見書というところでありましょうか。</p>
梶山委員	<p>若干申し上げたいと思うんですが。一応(1)はこれでいいのかなと思いますが。(2)ですけれども、「過去の災害履歴を情報提供することにより、民間等の開発行為の抑制となるよう活用を図られたい」と。これはハザードマップ的な考えだと思うんですが。例えばハザードマップを考えるとしますと、これは過去の災害履歴だけではなくて、その後の河川の流況の変化だとか、河川改修の進行具合だとか。少なくとも現時点でのものを示すということになると、過去の災害履歴だけではないと思うんですね。ですからここはむしろ、災害の危険性に関する情報だとか、あるいはもう端的にハザードマップという言葉がむしろ分かりやすいので、そのどちらかを使った方がいいのかなと。</p> <p>それから「民間等の開発行為」とありますが、「民間等の」というのは私は余計だと思うんです。要するに開発行為だけに限らないので、例えば「民間等の」を取ってしまって、「開発行為等」とするとかですね。「開発行為等」とした方がいいのかなと思います。</p> <p>(3)番ですけれども。ここは私、2つ問題があると思うんですが。住民参加によるというのはいいんですが、ここに「8河川の流域協議会での検討を」とこうありまして、これを読むと、住民参加の対応を大変狭く書き過ぎていると。別に流域協議会を通さなくてもいくらでもやりようがあるでしょうし、これを読むと流域協議会を通さないと参加できないよというようなふうに読めますから。8河川の流域協議会が全部十分に動いているかどうかは、私はその辺は分かりませんが、むしろ単に「住民参加による」というだけでいいのではないかということと、昨日の私の理解ですと、要するにダムに代わる治水・利水対策の具体化が十分でないということがあると思うんですね。これを読むと、その辺がこれを読むだけではちょっとその辺がはっきり出ていないと思いますので、例えば書き方としまして、「ダムに代わる治水・利水対策を住民参加のもとに早急に具体化されたい」と、「早急に具体化」という言葉を入れた方がいいのではないかとそう思います。</p>

	<p>(4)ですけれども。これは特に異論はないんですが。「協働して」という言葉がございますね。協同して働くという字、これは最近よく使われているんですが。ちょっと私は昔からある共同、共に同じという言葉とのニュアンスの違いというのが私自身にはよく理解できないので、ここはちょっと皆さんのご意見をうかがいたいと思います。以上です。</p>
野口委員長	<p>それではちょっともう一度、文章上の問題になってきますので、確認させていただきませうけれども。(1)は取りあえずよろしいということでしたか。(2)が過去のということではなくてということでしたか。</p>
梶山委員	<p>そうですね、現在の危険性がまさに情報提供としては大事だと思っております。</p>
野口委員長	<p>いきなりハザードマップを、何て言い方にすればいいんですか。</p>
梶山委員	<p>ハザードマップ等ですね、等に関するですか。両方を入れた方が。</p>
野口委員長	<p>情報に関する情報をか。</p>
岡本委員	<p>その際はやはり向山先生がおっしゃったように、やはり歴史的な、井出先生もいつも常々おっしゃっている、歴史的経験の発掘というのは、ハザードマップを役所に、作らせるとGISかなんかでパンパンとやっちゃうのに留まる場合が多いんですね。それを井出先生、向山先生がやはり地域住民、ネイティブの人が一番よく知っているのだから、そこをもう少し発掘したらどうかというのがある。</p>
野口委員長	<p>ただね、それは(1)があるんです、(1)がね。だから(1)との兼ね合いがあるので。</p>
梶山委員	<p>2番目はそれを踏まえて現在の危険性という、そういうことだと思っんですね。</p>
岡本委員	<p>それがリンクしてあればいいんです。</p>
野口委員長	<p>(1)でまず過去の云々があるから、(2)では、そうするとむしろどういう言い方になりますか。「ハザードマップ等の情報を提供することにより」ですか。</p>
梶山委員	<p>ハザードマップの方が分かりやすいですね。ハザードマップと言った方が分かりやすいとは思っんですが。</p>
野口委員長	<p>「ハザードマップ等の情報を提供する」ですか。</p>
岡本委員	<p>国土交通省はもうハザードマップを使っているんですね、言葉としては。</p>
北沢技術管理室長	<p>ハザードマップを、いわゆる作成して提供するのは市町村になっていまして。県はそこに対する、いわゆる浸水度、区域図等の</p>

	<p>情報を提供して、そのハザードマップを作成していただく支援をしているんです。ですから、具体的にハザードマップを県の再評価委員会の方へ提出されるというよりは、ここに文言のことですけれども、「過去の履歴や現在危険が想定する区域を情報」というような形にされた方がいいような気がしますけれども。</p>
梶山委員	<p>県は作っている例はないんですか。</p>
北沢技術管理室長	<p>河川課、そういうことですよ。いいですね。</p>
岡本委員	<p>地すべりの、例えば危険地区の指定とか云々とかの話はあれは県ですか、市町村ですか。</p>
小市土木部長	<p>あれは県ですね。</p>
岡本委員	<p>県ですか。やはりそこはハザードマップの資料となるとか何とかというようなことで、ほかして。ハザードマップは今のところ、治水屋というか河川屋さんが一番主力ですけれども、実際には地震の際とか、地すべりとか、豪雪であればその方の話がずいぶん出てきますから。おそらくこれから拡大していくでしょうからね。</p>
北沢技術管理室長	<p>ハザードマップというと、何か言っている内容が限定的な話に見えてしまうんですね。もうちょっと曖昧にして、例えばこのこのご意見をいただいたところが、がけの崩落のところがこのご意見をいただいた最初の箇所なんです。それで道路が止まってしまったと。そんなところへよく開発したなというご意見、それはもうちょっとこういう危険性があるって道路が止まってしまうようなところなんですよということを、事前に広報をしておけばそんな開発は起きなかったんじゃないですかというご意見をいただいたのが、この発端だったんです。ですからハザードマップというと、割と氾濫区域的な意識になってしまうので。</p>
岡本委員	<p>そうですね。</p>
梶山委員	<p>あるいは災害の危険性に関するとか。</p>
野口委員長	<p>災害の危険性に関する情報提供、情報を提供する。</p>
小市土木部長	<p>そうですね、災害に対する危険地域の情報提供とか。</p>
梶山委員	<p>災害に対する危険地域ですね。</p>
小市土木部長	<p>そうすると、ハザードマップは砂防も一切合切ですね・・・</p>
北沢技術管理室長	<p>ハザードマップと限定すると、割とその氾濫源みたいなところだけになってしまうんですけど。実際にこれは地すべり、あるいは崩落でしたよね。確か国道の406号でしたので、最初にご意見をいただいたのが。</p>
小市土木部長	<p>ハザードマップも入れるのかどうかですね、など危険地域というのかな。</p>

北沢技術管理室 長	などという、などが消えてハザードマップだけが先行してしまうような形になって、かつ市町村が作るべきだという話になってしまうので、何かいいものがあったら。
野口委員長	はい、それではとりあえずちょっと今のところ、過去の災害履歴は前のところで過去のというのがあるから、「災害危険地域に関する情報を提供することにより」と。とりあえず、そうさせていただいてよろしいでしょうか、だいたい趣旨はそんなことかなど。
向山委員	これは市町村がやることと県がやることとは、役割分担を決められているんですか。例えば、過去の災害記録をどこまで遡って、詳細に思い出してもらいながら地域の人たちや、新聞社や、消防署や、あとは行政やいろいろその履歴をきちんと記録として留めるのに必要十分な、これから過去をもう一度遡って調査しなければいけないでしょ。そういうことというのは、県がリーダーシップをやってもらいたいわけですよ。それで、市町村をお願いをしたり、県自らがやったりするし、住民にもお願いをして、昔を思い出してくださいと言わなければいけないし。そういう役割分担というのは、何か法律とか何とかで決まっているんですか、ここは市町村がやること、これは県がやることとかというのは。
小市土木部長	そのハザードマップというのは、その解釈で。
野口委員長	ちょっと専門的に説明してください。
河川課 吉川企画員	一般的にハザードマップというのは何種類もあるんですけども。洪水ハザードマップと言って、川が氾濫してその危険地域、浸水地域、ちょっと行政的な説明で申し訳ないんですけども。そういったものを作る場合に、河川管理者が浸水区域を示しまして、そこに市町村が持っています避難路ですとか、避難場所をどうするかといった情報を付加したものを洪水ハザードマップと呼びます。そこで、行政の中の分担がありまして、市町村の持っている情報と県の情報を合わせたものを作って、住民の方に示すということです。それから一般的にハザードマップと言いますと、今の洪水だけではなくて地すべりですとか、火山ですとか、そういったものをすべて含まるものですから。言葉の使い分けで、洪水ハザードマップなのか、一般的なハザードマップなのかというところで、ニュアンスも変わってくるかとは思いますが。
向山委員	結局我々お役所の仕事をしていないから、皆さんがハザードマップという、ああ役所で使うハザードマップの定義はこうだし、範囲はこうだし、やることはこうだというのがパッとあるけど、こちらにいるかなりの人たちはそういう定義は知らなくて、世間一般の常識的なハザードマップの使い方というのはこうだし、内

	容はこうだなというふうに思ってしまうので。あまり役所の定義を知らずに我々今しゃべっているところもあるので、あまりそういう特定の言葉を使った方がいい場合もあれば、悪い場合もあるので、その辺を今ちょっと弱ったなと思って聞いていたんですけども。
野口委員長	向山委員、その点は先ほど私、「災害危険地域に関する情報を提供する」という、極めて一般的言葉に直したらどうかという言い方をしたんですけども。
向山委員	はい。
岡本委員	それはいいですね。
野口委員長	それでよろしいでしょうか。特に誤解はないですね。
向山委員	はい。
野口委員長	すみません、そのあとの「民間等」を取るということでしたよね。「・・・に関する情報を提供することにより、開発行為等の抑制となるよう」というふうにつなぐということでしたか。
梶山委員	はい、私はそう申し上げたんです。
野口委員長	そういうことですね。「開発行為等の抑制となるよう活用を図りたい」と。その場合の「開発行為等」という、この「等」はどういうものを指しますか。
梶山委員	いわゆる都市計画法による開発行為に当たらなくても、類似のものはいっぱいあるわけで。規模だとか、そういう内容によって。
野口委員長	それを普通、開発行為という概念の中に規模論というのが入りますか。
岡本委員	行政が使った場合は、都計法なら都計法に言われるところの5ha以上の開発行為というように、開発行為が非常に限定的に使われてしまいますから。
野口委員長	いやだから、先ほどから、いわゆる専門用語的な言い方ではなくて、開発行為といえど何ha以上だとか、大規模だとか小規模とかということはあまり考えないんじゃないのかなと。
梶山委員	普通の人はずいぶんそうですね。道路1本通すのもそれは開発行為、「等」と言えばみんな入るんですが。
野口委員長	「等」とすれば、そういうものが入ると。
向山委員	つまりどうしてそういう情報が必要かということは、最終的には無駄な公共事業を抑制したいわけですね。無駄な公共事業は、極端なことを言うと、個人が勝手に私は住みたいんだと言って、10年に1回地すべりが起きるところに住んで、さあ道路を引け、そこに電信柱も持ってこい、何もすると、こういうエゴが公共工事の必要性につながってきってしまうという事例がいっぱいあるわ

	<p>けなんで。大型の開発だけでなく、本来ならばそんなところに人が暮らしていけない、そこは地域なんだということの情報を個人や住民にもきちんと共有できるようなふうにしていった方が有効だと思うんです。</p>
野口委員長	<p>趣旨はそうだと思いますが。そうすると、開発行為等が入っていた方がいいということですかね。ちょっとそこは私も。</p>
梶山委員	<p>もうちょっとこう一般的に広い言葉があればいいんですけども。開発行為という言葉を使わないで、本当は。</p>
野口委員長	<p>とりあえずちょっとまた議論するとして、開発行為等にしておきましょう、とりあえずそのままですね。「等の抑制となるよう活用を図りたい」と。それから(3)番。このところ「住民参加による8河川の流域協議会」という、ここはちょっと狭いということで、これを取るようなお話でしたよね。</p>
梶山委員	<p>8河川の流域協議会での検討というふうに、ここまで限定して住民参加を書く必要はないんじゃないかと。</p>
野口委員長	<p>したがって、住民参加による・・・</p>
梶山委員	<p>これはむしろ、主語と言いますか、最初の部分を書き換えてしまつて。</p>
野口委員長	<p>ちょっと待ってください。</p>
梶山委員	<p>よろしいでしょうか。「ダムに代わる治水・利水対策を」というのを最初に持ってきて、「ダムに代わる治水・利水対策を住民参加のもとに早急に具体化されたい」と。こうしたらどうでしょうか。</p>
野口委員長	<p>なるほど。これは先ほど紹介した新聞情報の方でもこういった趣旨として捉えておまして、ダムなし方針には賛成けれども代替案が必ずしも十分ではない、その辺のところはということで、それについては意見書という言い方を私はしたと思います。それに答えるとすると、今ご指摘のような「ダムに代わる治水・利水対策を住民参加のもとで早急に具体化されたい」ということが趣旨に合っているかなと、私もそういう気がします。とりあえず、そうさせていただきます。</p> <p>(4)番、「流域対策に当たっては、歴史ある既存のため池等の農業施設を地域と協働して維持管理し、活用されたい」と。この旧来的には、キョウドウというのは協同組合の協同か、共に同じか、だいたい2つで。最近の新しく一緒になって作っていくとか、働いていくとかというような概念としてこの協働という、ここに書いてある言葉を使いますので。このときにはどちらがいいのかなという。</p>
梶山委員	<p>井出先生、こういう協働というのは昔から使われている言葉な</p>

	んですか。
井出委員	昔から意味がある言葉なんです。
高橋彦芳委員	あまり、そういうのはね。だいたい10年ぐらい前からですね。
野口委員長	これは造語と言ったらあれですが、新語ですね。
高橋彦芳委員	これは何て言うんですか、お互いに何か補い合って、だからある意味では立場が少し違くと、行政とか住民という、公とか私とかいろいろ立場の違いを越えて補い合ってひとつの方向へと力を合わせる意味に解釈しています。
梶山委員	最近使われてはいるんだけど、私はニュアンスの違いがよく分からない。
高橋彦芳委員	割合に最近こういうこと、いや私もたくさん見るので、本当の定義は何かというのはそれはちょっと分からないけれども。私は何か足らざるものを補い合う、つまり農民と農民、漁業者と漁業者という同じ立場ではなくて、行政とか住民とか、そういう立場の違うものが合い補ってというか、そんな意味があるんじゃないかと。
野口委員長	そういうふうなニュアンスでしょうね、要するに。
梶山委員	いや、私自身は特に異論があるわけじゃないです。よく分からないので。
野口委員長	はい、言葉の意味ですね。別に新しい言葉を使わなきゃいけないということはないんですけれども。要するに自治体なりとその地域住民とが一緒になってというようなニュアンスを、この言葉で一応示しているというふうにご理解いただければ。特に古い使い方をする必要もないような気がしますけれども。とりあえず、特に何か異論がなければ。
井出委員	意味は協力という意味ですよ、これは。
野口委員長	そうです。
高橋彦芳委員	辞書にはありますよ。この協働はちゃんとあって、補い合ってやるということだとあります。
向山委員	この2月の我々の提言の中にも公共事業のあり方の4つの1つに、住民本位で考えて、しかもみんなで協働してというのがありますから、いいんじゃないですかね。
野口委員長	すでに使っております。そうすると今いろいろ、特に梶山委員から具体的にご指摘いただいて修正させていただいた、一応いづれにしてもこの基本的にはここに書いてある4項目の範囲でありましたけれども。何か欠落しているようなことはなかったでしょうか。
井出委員	昨日の議論に出席できなかったんですけども。その(4)の

	ところの「歴史ある既存のため池等」の等というのはどういうことが含まれているんですか。
野口委員長	これはこの間では、ため池、それから他に何でしたか。
岡本委員	水路とか畦道なんかを言うんでしょうね。
梶山委員	休耕田なんかも入って、浅川には入っていました。
井出委員	水田も入っているんですか。
向山委員	たぶんこのため池、水田、遊水地がワーストと入っているこの流域対策の中に、ため池等というものがいっぱい書いてありました。これを言っているんじゃないですか。
梶山委員	確か、浅川の流域対策に休耕田の利用も入っていたんじゃないですか。
岡本委員	ただ、洪水を一時貯留するという意味での、あるいは流出の抑制という意味でのため池とか、遊水地とかいう話と全然別に、昨日、宇沢先生がおっしゃったのはそうではなくて、ため池そのものが持つ文化的、伝統的な価値を重要視して、極端なことを言えば、もうそこにかかる田んぼがなくなってもため池はため池としてきちっと温存せよというのが宇沢先生のご主張ですから。ちょっと今の、治水に役立つからというようなけちなことではないということのようですから。そこをちょっと入れないといけな
野口委員長	文化遺産みたいな言い方もちょっとありましたが。そういう言い方もちょっとありましたね。
向山委員	暮らしの関わりとか何か、そういうようなこともおっしゃっていましたね。
井出委員	ちょっと疑問に思ったのは、流域対策の中でも議論になっていると思うんですが。信州の場合に棚田というものがかなりあるわけですね。歴史的に言うと、平場の水田よりはむしろ信州なんかの場合は棚田の治水力みたいなものですね、これはかなり大きいものだったと思うんです。それが非常に荒廃しているということとの関連で、もう一度、棚田の保水力みたいなものを、かなり考えていった方がいいかなというふうに思っているものですから。この「等」の中に、そういうものが含まれるかどうかということ
野口委員長	昨日だったかどうか、ちょっと私は記憶が定かではないんですが。棚田という言葉も出たような気がするんですがね、どっかで。出なかったですか。
岡本委員	私が、ため池と棚田の維持管理は非常に難しいよという意味で申し上げた。

野口委員長	そうですね、どこかで出てきたと思ったんですが。例えばその趣旨としては、今、井出先生のおっしゃることも、それから宇沢先生のはどちらかと言うと力点は文化遺産的な意味合いに置いてありましたけれども、ただそれとも大いに活用してと。つまり新しいものばかり造っていくのではなくて、伝統的、文化的なそういう施設も活用しながらということですから、趣旨はそう違わないと思いますので。もしあれでしたら、これため池、棚田等の、というふうにすれば、ため池等だと何かちょっとよく分かりませんけれども、ため池、棚田等の農業施設云々、棚田というのは農業施設にならないですかね。
岡本委員	なります。
野口委員長	いいですね。
高橋彦芳委員	農業施設ですね。
野口委員長	そうしたらどうでしょうか。もうちょっと具体的にということで、「ため池、棚田等の農業施設を」ということで、とりあえず。
宮坂委員	あるいは水田とやった方が広いかもしれないですね。確かに、棚田を20センチあそこに溜められれば、200mmの雨をあそこで消化したということになりますからね。
野口委員長	もっと広く捉えますか、水田。
宮坂委員	水田って絶対言えますね。
野口委員長	ため池、水田等の農業施設と。
向山委員	ちょっと別の課題なんですけれども。現地の視察のときでも話が出たんですけれども。過去の河川改修として、いくつか実行したことが本当に有効性があるのか、どうなのかという、そういうことの追跡のモニタリングと言いますか、追跡の評価というのはどうなんですかね。結局、補強をずっとしていくと一番弱いところからまた決壊を、例えば河川の場合はしていくというふうになると思うんですけれども。その場合に、過去の災害の履歴等を調べることももちろんですけれども、合わせて過去10年あるいは30年という形で河川改修をしてきた、その工事そのものが本当に有効であるのか、どうなのかという、こういう有効性についての評価というのは継続的に行っているんですか。
野口委員長	例えば、そういうことは追跡調査というのはされているんですか、県としては。
北沢技術管理室長	昨日いただいた林道整備の進捗状況という話も向山委員の方からありましたので、私どもが考えているのは、ダム事業ではなくて全体事業として、共通事項として、その文言を入れていただきたいなと考えています。ダム事業はその一部の、この8ダムだけ

	<p>ですので、全体の話で言っていた方がいいのかなと。ですから今言われたように、その事業の整備後の効果についての検証ということだと思われまますけれども、それについてはその辺の効果を検証する、あるいは進捗状況を各住民の方に広報しろというお話にまとめて、全体的に取り上げていただいたらどうかと思いたまいますけれども。</p>
野口委員長	<p>いかがでしょうか、そういうような形で。この問題だけにも限らないと思いますので。</p>
梶山委員	<p>そうしますと、この意見書は当面ダムに関するものだけですよ。それ以外にまた全体に関わる意見書をまた作って、これを一緒にするかどうかは別にして。</p>
野口委員長	<p>はい、もう一回こちらの方の考えを申し上げますと。これについては、昨日の8ダムを認めていただいたときに、代替案等についても必ずしも十分に詰め切れていない面もあるということで、それについては、基本線はお認めするけれども、意見書を添えて了承したいという言い方でしたので、これをセットでということでもあります。</p> <p>それから、今の議論にも関わります、あとでも若干こんなことということをお申し上げますけれども。いくつかの、事業全般に関するやはり基本的な、共通的な問題がすでに出されております。その辺のところはそれこそ提言書というのか、意見書というのか、つまり1回昨年出しましたけれども、今年もまた最後にということで、第2弾の意見書みたいなものを出す、その中かなり共通項的なものをもう一回整理して、皆様のご了解をいただきたいと、こういうふうな構えでございます。</p>
岡本委員	<p>ちょっとよろしいでしょうか、余分な話になるんですけれども。今回の話ではなくて、中長期的に言いますと、今、向山さんが問題提起されたエバリュエーションと言うのか、事業がいったいどれだけの効果があったのかという効果論になります。評価というのか、事後評価ですね。これに関しては、今後ものすごく複雑化してくると思うんですね。例えば2つの問題が分けてあって、ご存知のように河川は蛇行している、蛇のようにうねっているものを直につないで、ショートカットをやっていくという手法をずっと取ってきているわけですね。ところがあれは高橋裕先生なんか言うように、かえって洪水の到達、流速を速めてしまって、結局洪水ピークはなまらないから、かえって悪循環になるんだという説もあるわけです。そういうレベルの、現在の現代河川工法それ自身の批判期に入っています。</p>

	<p>さらに今度は、多自然型工法に見られるように、自然を破壊しているのではないかと。つまり、なるほど洪水の流通としては効率のいいものになったかもしれない。しかし、本来河川が持っていた自然性と言うんでしょうか、環境としての意味。例えばコンクリートでガンガンとまとめてしまえば、いろいろな魚や草木がなくなるというような視点で、国土交通省自身も多自然型工法のようなものを採用して、そこのところをカバーしようとしているというようなことになりますから。やはり当面、行政として可能なエバリュエーションというのは、一応計画が50年なら50年があって、それに担保するだけの流通断面のものが河川改修で何%進行しましたという以上の上のことは、なかなか当面はできないだろうと。ただ中長期的には、おそらく時代の要請として、そういうところまでの評価を要請されることにいずれなるだろうということは指摘しておきたいと思います。</p> <p>それから、もうひとつ、では、あそこを河川改修をして断面を広げたと、いったい効果があったのかということに関しては、やはり、例えば今年度の豪雨の際にもしも以前だったらここは溢れたはずですよ。それが例えば50tのものが75tに上がったのでここは溢れずに済んだというような戦果報告というんですか、そういう意味での評価、短期的な評価と広報というのはやっぱりやっておかれた方が。やはり洪水はたまにしか来ませんから、住民にとっては道路のように毎日毎日使うものではないから、なかなか効果があったのか、なかったのかというのはピンとこないわけで。その辺は行政側にとっては当たり前で、100tに広げただけだから今年はちゃんと溢れずに済んだよということは我々は分かっていますが、住民にそういうことをきちんと、これだけ金をかけてこれだけやりましたと、そのお陰で今年の豪雨はしのげましたと、しかし今年の豪雨は計画以上だったから残念ながら溢れましたというようなことを、やはりもう少し啓蒙的にやっていった方がいいだろうと。以上です。</p>
野口委員長	<p>分かりました。それでは、この意見をちょっと取りまとめにしたいと思うんですが。私がちょっと気が付いたのが、この意見書の冒頭のところです。「県公共事業再評価委員会で再審議を行ったダム8事業の再評価の見直し案の他、下記事項に留意し、今後の8河川の事業に反映されたい」というんですが。8河川の事業という言い方よりも、8河川の総合的な治水・利水事業とか何か、利水対策とか何か、そんな言い方がいいのかなという気がするんですが。今後の8河川の事業というのは、あとを読めば分か</p>

	<p>るかもしれませんがけれども。「8河川の総合的な治水・利水事業に反映されたい」と言った方が、冒頭の文章ですのでいいかなという気がしますけれども。そんなふうなこともちょっともう一度事務局で作っていただいて、あと、「てにをは」的なこともあります。最終的には委員長と事務局でお任せいただけますか。</p>
出席委員一同	はい。
野口委員長	<p>それでは、基本的にこの意見書に、今ご修正をいただいたようなことで、8ダムの再評価案、全部中止ということと、この意見書を取りまとめて最終的な意見集約とさせていただきます。</p> <p>それではこの案件は終わりました。次に、昨日からかなり時間をかけていろいろご検討をいただきましたが、あと残りが40事業あります。それで、もう一度この昨日の議事次第の中の、平成15年度公共事業再評価による見直し一覧表（農政部）という、こここのところから始まりまして土地改良、林道からずっとあります。ひとつとおりいろいろご意見を賜りました。その中で、特にこの再評価案そのものに関わって異論ということはないかと思いますが、いくつか質問、コメント等は出ました。それでもう一度これに添って、今度は結論を得るということで話を進めていきたいと思うんですが。</p> <p>まず土地改良事業、こここのところも特には住民の同意を得るといのはどうということだと、そういったご質疑等はありませんけれども、この計画変更ということに関しては特に異論はないかと思いますが、この件、何かありませんか。なければ一つひとつもう先に進んでまいりたいと思いますが。</p>
出席委員一同	結構です。
野口委員長	<p>よろしゅうございますでしょうか。それではこの土地改良事業、これについても原案どおりお認めいただくということにさせていただきます。</p> <p>林道事業、これもいろいろと、林道というのはいたいという目的なのかとか、森林整備なり林業での使い具合はどうなんだとか。あるいはかなり地域振興、地方道的な意味合いもある、そういったことでのいろいろご意見なりご質問があったということではあります。特にこの林道事業を、どこかをさらに再評価案を変更せよというようなご意見はいただかなかったかと思いますが。特にまたお気づきの点はありませんか。</p>
梶山委員	千遠線ですか。
野口委員長	上から2番目でしょうか。
梶山委員	千遠線、これは質問の続きみたいな話になるんですが、目的が、

	<p>観光立村を計画し実行していると。その事業の整備効果、必要性があるというのがあるんですけども。ここをもうちょっと具体的にご説明いただきたいと思うんですが。</p>
野口委員長	<p>それでは千遠線のところで、観光立村云々という、その辺のところの意味合いはどういうことかということで。千遠線というのが上から2番目にありますね。その説明書の中で、観光立村云々というようなところがあるけれども、その意味合い、具体的にはどういうことを考えているのかと。</p>
井上林業振興課長	<p>一番最初の方で、このペーパーの中の写真を挙げさせていただいていると思うんですけども。その4の4というページをご覧くださいいただければと思います。</p> <p>昨日もいくつかお話を申し上げさせていただきましたが、観光のために林道を、例えば大きくしたとか何とかという発想はございません。そちらにございますけれども、右側の地図を見ただけですと、現在のいわゆる千遠線が青い線で進んできておりまして、黄色の部分が要する未開、これからやらせていただくところがございます。片一方、下の方から林道万古川線という林道が上がってきております。これは古い林道でございますけれども。これこそ昨日、実を言いますと栄村の村長さんが言っていたんですけども、集落に道が全然なかったところに40年から50年前になりますけれども、開けてきて集落をつないできた道でございます。それはその上の、あともう少しで泰阜村さんの方ですけれども、上につなげるという考え方をお持ちのようでございます。そうしますと、そこにあります大きな面積のところへ、実を言いますと、万古溪谷そのものもすばらしい溪谷でございます。昨日も申しましたが、癒しという意味でいろいろの方が入って来ておられます。そういう人たちを、この2つの道につなげることによって、決して車で通るだけではなくて、歩いていただくことでも大きな観光資源になっているというように理解をしております。</p> <p>地域の人たちはせっかくお出でいただいている人たちを、できるだけ大きなエリアで歩いていただくことで、少しでも地域の振興につながればと。また近々でございますけれども、その左側の中に3つ囲んでございまして、右側に神楽の湯（村営）というのがございます。このところは山間の中にある温泉施設ということで、何度か来ていただいている方がおられます。そういう人たちを、大いにリピーターを増やす中で、次のステップにつなげていきたいと、こういうふうには、これは南信濃村ですけれども、お</p>

	<p>考えになっておられます。</p> <p>そうすることによってひとつは、そういう人たちが、昨日そんなにお金を落とすかというようなお話があったりしましたけれども、泊まっていただければお金は落ちるだろうし、もうひとつは都会の人たちに来ていただくことで、山の生活を体験していただくというようなことを考えているというふうに聞いております。以上でございますが。</p>
野口委員長	何かありますか。
梶山委員	何かあるというとなんかありますが。私は観光目的の林道ということはどうも抵抗があるものですから、それでさっきから考えていたんですけれども。本来の林道目的というのは二の次なんです、これ。はっきり申し上げますと。
井上林業振興課長	<p>すみません。観光についてご質問いただきましたので、そういうふうに。すみません、これから県営林道の千遠線の施業計画の表、こういうふうにしたしまして必ずしも、先だっても長谷高遠線のところでも現場を見ていただきましたけれども、こういう表を作りまして施業についての管理と言いますか、そういうことを実績を取りやっております。</p> <p>観光についてご説明をいただきましたもので、観光の方について質問がありましてご説明させていただきましたけれども、必ずしも、私ども林道としての主たる目的をないがしろにしているつもりはございません。むしろ、プラスアルファでその効果があるとするならば、このプラスアルファで、昨日梶山先生が言われましたけれども、廃棄物を持ってこられたら困るんですけれども、それ以外は大いに利用していただければありがたいなと。それが地域の振興につながっていけば、ありがたいというふうに思っております。すみません、コピーして用意をしておいたんですけれども。またお持ちします。すみません。</p>
梶山委員	ちょっと申し上げたいのは、昨日も私は意見を述べたんですが。要するに本末転倒をしては困るということですね。それから、特に私が見ている神奈川の丹沢付近の林道というのは本末転倒した林道が多くて、しかもそれで山のブナとかそういうものが因果関係もある程度認められていて、つまりそのために枯死したり、そういう状況にならないような配慮がないと、あとで後悔することになるんじゃないかという、そういう意味なんです。
井上林業振興課長	ありがとうございます。ご指摘の部分、確かにそういう失敗も今まであったらうなと、なかったとは申し上げられないと思うんですけれども。例えば今、万古林道と申し上げましたが、これ

	<p>は万古溪谷という沢なんですから、この水が、自分で歩いて行きましてその水をそのまま飲んでも大丈夫な水でございます。何て言いますか、その水の水質検査を私はしたことございますけれども、長野市の水道よりも、むしろ蛇口に流れてくるよりも水質がいいというような水が流れております。そういう意味では、むしろ地域の人たちもその水を大切にしたいというふうに思っておられますので、それは、本末転倒にならないような努力は、我々も当然そうですけれども、事前にやっていくべきことだろうというふうには理解をしております。</p>
向山委員	<p>井上さん、今の梶山先生の質問に対して、86%、進捗率がこうなっていますけれども、肝心の目的である森林整備と飯田市木材市場圏の拡大と、集落間の連絡を目的にという状況は、今それぞれこのような状況になっておりますと、したがってそれらがこういうふうにあと100%になると、その上に新たな付加価値として、観光にも供することが可能だと思いますという、そういう説明の仕方の方が分かりやすいと思うんですよ。最初から観光ですという、また本末転倒だと言われますから。</p>
井上林業振興課長	<p>ありがとうございます。今、向山先生がご指摘のとおりでございます。そのことにつきましては、4の2の図面のところで見ていただきますと、これは木材の動きと言いますか、そういうエリアの図面を付けさせてもらっております。</p> <p>この図面の右側の平面図でございますけれども、左上の方に飯伊木材流通センターというのがございます。それともう1点、終点側の方に赤いポツがございます。右側の端にウッドアンドアースというのがございます。これは実を言いますと、両方とも木材の基地になっていると言いますか、製材工場でございます。ただこの製材工場につきましても特徴がございます。飯伊木材流通センターというのはプレカットからすべてそういう、建築まですべて上がっていくというような大きな機械が揃っております。ウッドアンドアースにつきましては製材機と、むしろ丸太を加工しまして土木用材等々を中心に、板材まで加工できるようになっておりますけれども、そういう特徴を持っております。そういう中で当然山を伐りますとA級材、B級材、この表現はよくないですけれども、要するにいいもの、悪いもの両方出てまいります。それをうまく効果的に使っていくという意味では、この道が大きな意味を持ってくるというふうに理解をしております。</p> <p>それで、この林道だけではなくて、先ほどつながりますというふうに申し上げましたが、泰阜村役場というのがございまして、左</p>

	<p>下の方でございますが。そこから茶色の線が図面の上の方に向かって上がっておりますけれども、そこから先に、これがつながるようになっておりますけれども。ここに漆平野地区17戸、栃城地区5戸という戸数が入っております。これは実を言いますと以前は、林道が開く前は、全然車で行ける道がなかったというような地域でございます。これは相当以前でございますけれども、昔に、我々の先輩たちが集落を縫いながら開けてきた林道でございます。それが上につながるによりまして、ここの皆様が林道そのものを使いながら、飯田方面と南信濃村に対しても近くなるというようになってまいります。そういうふうにつながるによりまして、実を言いますと、自然にある山林そのもの、森林そのものをひとつの観光資源としまして、付加価値としまして観光についても利用していけるだろうと、こういうふうに南信濃村あるいは今の泰阜村の皆さんは期待をされているということでございます。</p> <p>今、お手元にお配りをさせていただきましたけれども、千遠線に関わる森林整備の実績及び計画ということで、資料を出させていただきました。森林整備も実施をさせていただいている「も」ではなくてこれをやらせていただいて、そのあとも書かせていただいていると、これをご理解いただきたいなというふうに思っております。</p> <p>ただ、ひとつだけ申し上げますが、まだまだ先だって現場を見ていただきました長谷高遠線に比べれば、もっと大いにやっていたかなければならないエリアだというふうには思っております。</p>
梶山委員	長谷高遠線に比べればというのは。
井上林業振興課長	もっと力が入っていいと言いますか、もっと森林整備をしていただきたいなと、私どもとすれば。比較していただきますと若干量的には、もう少し地域の人たちに対する、あまり好きな言葉ではありませんが、啓発活動と言いますか、そういうことが重要かなというふうに思っております。
向山委員	結局、梶山先生もここにいるメンバーも心配しているのが、52億円の予算を立てて森林整備をやるはずだったでしょうと。それが、ほぼ86%の進捗に見合う森林整備がきちんと進んでいるということが確認された上で、さらにこれだけ森林整備が進めば、モデル林として観光のためにも、この南信濃村が考えている観光立村にも供することが十分できるだけの内容だと、こういう話し方だと分かるけれども。森林整備がどこまできちんと進んでいる

	かがよく分からなくて、長谷村には負けているなという話で、観光立村だというのがいきなり出てくると。
井上林業振興課長	すみません。一時期に比べますと所有者の山離れと言いますが、木材価格が低迷している関係でどうしてもそういう起こりがあることは事実です。その辺は、結果的には丈夫な山を造っていくという意味からも、森林整備を大いに進めていただかなくてはならない。今あえて啓発、啓蒙という言葉を使わせていただきましたけれども、そういうことを県の、いわゆる我々の立場とすれば、地域の人たちにやっていく必要があるなというように認識している地域であると、こういうふうにご理解をいただきたいと思いますが。
梶山委員	この森林整備計画というのは、要するに絵に描いた餅ではなくて、それなりに裏付けのある計画なんですね。
井上林業振興課長	ええ、これは裏付けといいますか、あのときにも、県の計画の中に森林計画というのがございまして、その下に市町村森林整備計画。それを上げていくため各地域の団地共同森林施業計画というのがございます。その数字を挙げたものでございます。それぞれの所有者がそれぞれの計画をお持ちになったやつを積み上げているものでございます。
梶山委員	それともう1点よろしいですか、続けておうかがいしたいんですが。南信濃村から飯伊木材流通センターのところには、これは国道152号線と県道上飯田線でつながっていますよね。これは地図を見ると林道より近いように見えますけれども、そうではないんですか。地図というかこの絵を見ると。
井上林業振興課長	これは距離的には・・・すみません、今の距離の話というのは、4の4のもう一度図面をお願いいたします。この今の図面で、先ほどの図面で見てくださいところの泰阜村を回っている道、とても入らないずっとこちらの方で、今短いじゃないかと言われたのがこの上の矢筈トンネルのところ、実を言いますと、これも上には入っていないんですけれども。これは距離数が出ていませんが、相当、全然位置が違うんですけれども。どういうふうに言えばいいか、ちょっとすみません。
梶山委員	この絵の印象は全然違うんですか。
井上林業振興課長	すみません。見取り図的にやらせてもらっていて、すみません。
梶山委員	それともう1点。泰阜村役場から今回の林道の既設部分までつながる部分で、林道トチジロ線と読むんですか。
井上林業振興課	林道万古川線です。

長	
梶山委員	栃城と書いて・・・
井上林業振興課長	トンジロと言います。
梶山委員	トンジロと読むんですか。その栃城線の上の部分はつながっていないんですね。
井上林業振興課長	まだつながっておりません。これは泰阜村さんがつなげたいという・・・
梶山委員	つなげる計画はあるんですか。
井上林業振興課長	お持ちです。
梶山委員	いつごろまでに。
井上林業振興課長	それは、あと4、5年かかる予定でございます。
梶山委員	これがつながらないと、先ほどのお話は成り立たないですよ。
井上林業振興課長	成り立たないと言いますか、波及効果は薄いものだと思います。
野口委員長	いかがでしょうか。
梶山委員	何らかの、例えば観光目的が過剰になった場合、何らかの歯止めをかけるような手立てがあれば、私はいいと思うんですが。例えば上高地みたいにある時期は乗り入れ禁止にしてみるとか、そういう手立てを考えた上でやるなら、私はいいと思うんですけれども。ちょっとそこは、そういう悪い林道を私はいろいろ見ているものですから、それで大変気になります、そこが。
野口委員長	今までの大規模林道とか、スーパー林道とか言われることの非常に悪い印象がたくさんあると思うんですね、一般には。そういうのと、最近非常に森林整備、林業が衰退していて、道を付けたからずっとこれで浮上するというような、そんなに安易な状況ではないということですので、費用対効果で、これだけ投資したからこれだけ確実によくなるというほどは生易しくない。そういう中で、では観光をやればそれでいいかと言えば、おそらく今、そんな大規模リゾート開発的なことを考えている地域もほとんどないでしょうし、万が一そういうことになったときに、何らかの交通規制なりというようなそういう措置が、どこまで林道の場合担保できるんですかね。そういうのは特に今のところはないんじゃないかと思うんですが。
井上林業振興課長	今の時点ではという話については、確かに財政状況が厳しくなっておりますので、このところの道をもう少し、逆に言うところ

	<p>それをベースに大きな道に改築をし直していくということになるのかと思うんですけども。そういう、我々としましては林業事業そのものの見直しと言いますか、これは一番最初に、今後どういうふうに林道はやっていくのかというお話をさせていただきましたけれども。私どもとすれば、場合によれば林道そのものを、県営であるのがいいのかどうかという問題にも関わってくるのだろうかと、こういうふうに思っております。その辺は実を言いますと、現状の中で、もう一度県営の林道というものを見直さなければいけないというように私どもは感じております。これは、これでいいかという各地区的市町村長さんとの話もありますが、これが今後私どもの課題だと考えております。だから逆に申し上げれば、今の我々の中で、林道としてもう一度この道を改築し大きなものにしていこうという発想は、現在の我々には存在しないというふうにご理解をいただきたいなと思っております。ただ、これも時代は変わりまして、その辺を梶山先生はご心配なさるところだと思っております。</p>
梶山委員	これ、幅員は何mでしたか。
井上林業振興課長	4 mでございます。
梶山委員	4 mですか。
井上林業振興課長	ただ、4 mにつきましても、先だっても4 mにした場合の拡幅の問題がございますので、カーブや何かの拡幅はやっておりませんけれども。すべてが4 mで通っているというわけではなくて。
野口委員長	何か付帯意見と言いましょか、そういう注文がないとまずいというような感じですか。
岡本委員	<p>その前に、昨日高橋村長が言われたように、正直言ってこの林道というのは名目だと思えます。つまり、町村には自力で町村道を建設するだけの財政力はない。しかし5戸とか何とかあって、ああいうところを救うためには何がしか補助が入る、それは県営でやらなきゃ入らないわけだから、県営林道という名前でやっているんで。その場合に、どうしても林道だから林業振興というのを言わざるを得ないというような。だって正直今、日本で林業が赫々たる成果を上げてという展望がないのはもう見え見えなわけですね。一番日本で成功している速水林業（三重県）さんだって、かなりの高額な国庫補助を受けてやっとこさですよ。</p> <p>そういう状況の中で、南信濃のあの山林で林業農家が、林業家が、赫々たる成果を上げるなんてことはもうあり得ないわけですよ。かと言って、高橋村長なんか一番痛切だと思っておりますが、</p>

	<p>5戸、10戸の村を見捨てるわけにはいかないと。そういうインフラ整備をいったい国からどのようなルートで補助金をせしめて、と言えば悪いけれども、ということが実態としてまずあると思うんですね。ですから、林野庁としたら当然ながら、林業の中で何がしかの効果が、事業効果が上がらなければ許可するわけにはいかないとということがあって、お互いにそこは、なあなあの世界という悪いけれども、それでもっている世界があるので、あまりそこを機械的には詰められないだろうと。</p> <p>ただ、宇沢先生もおっしゃったし、今、梶山さんもおっしゃっている、せっかく造ったものが地域のインフラとして役立つ以上にゴミ置き場に、ゴミの運送路になったりということで、逆に地域に負荷をかけるようなことは困ると。それに対する措置は、別に林道だからどうかではなくて、やはりインフラ一般、河川もそうだし、特に道路に関しては歯止めをかけていく必要があるだろうと。そういう具合に私自身は理解しています。そうでないと、ちょっとあまり中央官庁の行政施策の中に書いてあるお経を間に受けて、そのままなかなかできないだろうというふうに思います。</p>
梶山委員	<p>本音はどうなんですかね。この、私は、本当は本音を聞きたかったんですが、そういう意味では。</p>
岡本委員	<p>それは言えないですよ。</p>
高橋彦芳委員	<p>国の林野行政の中にも理論上はきちっとしているんですよ。例えば、林業地域活性化林道、これは生活道路です。だからその場合の路線の引き方は、従来の林道路線よりも集落の中を通ってもよろしいし、幅員もちょっと広く、最大7mまでは認めているわけです。それは林道と言うけれども集落活性化林道、全部集落が消えてしまえば林業も何もなくなるから、できるだけ地域の生活を成り立たせるような道路ということで活性化林道ということだろうと思います。</p> <p>それから、観光というのは林道に目的は直接ないんだけど、いわゆる従来のスーパー林道があります。これは、最近はあまりもうないんじゃないかと思います。昔は森林開発公団というところが全部やったんですよ。何10kmも場合によれば100kmも、壮大な道路で、どちらかと言うと観光です。それと山行林道、これは造林の林道です。これは林道規定によってちゃんと何haぐらいの林野面積がなければ、そういうところへ造ってはいけないという、そういうふうになっているわけです。</p> <p>だからそういう理論と言うか原則を、県なり市町村がきちっとやってやらないと、何か林道が何の目的だかあまりよく分からな</p>

	<p>いというのも困りますので、そこら辺はきちんとやるべきではないかと思います。市町村にもどういつもりでこの道を要望するのかということはきちんと聞くというか、そういうことは必要ではないかかと思ひます。私は、昨日はそんなつもりで申し上げたということです。</p>
井上林業振興課長	<p>ありがとうございます。今いろいろとお話が出ましたけれども、私の記憶しているところでは、自分の家の前まで車が行かないというのは、今、長野県内にはなくなったというふうに思っております。ただし、これがなくなったのがいつかと言ひますと、昭和の末、昭和62年だったというふうに記憶しております。</p> <p>そこまで、実を言ひますと、山村の皆さんは不便な生活をしておられたということは事実だと。それに対しましては、先ほども、昨日からも、栄村の村長さんに言ひていただいておりますけれども、我々が林道そのものをやる中に、山村の道路網整備を担ってきたということは事実だというふうに思っております。ただ、今62年にそういうふうになった段階、まだまだ地域のインフラ整備は十分だと思ひておりませんけれども、こういう状況になった段階では、新たな我々の林道事業そのものをやはり考え直す時期にきているだろうと。これは先ほどもおっしゃっていただきましたとおりの姿勢は、やはり常に考えていかなければならないだろうと。案外ごく当たり前のことが、ついこの間になっているというというあたりに、もう少し、山を扱っている担当の職員としてもご理解をいただければありがたいなというのはいつも思っております。すみません、余分なことを最後に一言付け加えさせてくださいすみませんでした。</p>
梶山委員	<p>生活道路という位置付けまでなら、それはよく分かるんですね。必ずしも林業が絡まなくても。その先の観光という言葉がトップに書いてあって、それが大変気になったものですから、そういう意味で申し上げました。</p>
野口委員長	<p>はい、分かりました。なかなか予算措置ということと、それから目的ということがぴたりと整合しないような側面は確かにこれはあるかと思ひますけれども。その辺はどうでしょうか。だから林道が造れないとなると、これは本当に今の日本の森林、林業関係は完全に解体してしまうという、また状況でもありますので。この案そのものはお認めいただくとして、何らかの注意事項みたいなことを付け加えるかどうかですね。特に懸念なさっているような面もありますので、林業予算でもって観光道路というようなことがかつてあったという、現実にもまだあり得ると思ひ</p>

	<p>んですが。その辺のところを特に懸念されていると思いますので、若干の何か注釈を付けておいた方が皆さん方のご意向が通じるかなという感じもしますので、そんなことでちょっと今文言はまたあとにさせていただいて、一応、この林業関係、林道関係のところについてはお認めいただくということでいかがでしょうか。梶山先生、よろしゅうございますか。</p>
梶山委員	<p>はい、結構です。</p>
野口委員長	<p>そんなことでちょっと、何かの意見書的なところに、それでは1項目付け加えさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは次の都市公園ですね。都市公園も2つのうちすでに烏川は終わっておりまして、松本のところも、これも昨日質問もありまして、どういうところだったんだというような質問ですとか、芝生公園とはどういうことだとか。そんなことで、ご質問程度でそれ以上はなかったかと思うんですが。何かここ、ご意見はありますでしょうか。それでは見直して継続、1億5,000万円の削減というこの再評価案、これをお認めいただけるでしょうか。</p>
出席者委員一同	<p>はい。</p>
野口委員長	<p>それでは、ありがとうございました。</p> <p>では次の街路事業、都市計画街路公園線外1線ですか。これについては中止ということでございます。合意形成ができていないとか、いくつかの理由によって。これについて何かご意見ありませんでしょうか。この中止はこの委員会を通らなければ正式決定にならないんですかね。つまり、住民等へは中止とか何かのお知らせというのか、こういうのはどの段階でそういうふうになるんでしょうか。</p>
銭坂都市計画課長	<p>都市計画課の銭坂でございます。都市計画事業ですので、都市計画法の事業認可を取っておりますので、当然のこととして、中止を受けた形の中では事業認可の変更という形の作業をしていくということになります。</p>
野口委員長	<p>今後ですね。</p>
銭坂都市計画課長	<p>今後でございます。</p>
野口委員長	<p>そのときに、住民等にこういったことを告示するというか。</p>
銭坂都市計画課長	<p>一応、事業認可の手続きの中に縦覧という行為があるものですから、その中で周知をするという考え方を持っております。</p>
野口委員長	<p>何かご意見ありますでしょうか。よろしゅうございますか、特に今まで議論がなかったですけども。はい、それではありがとうございました、お認めいただくことにします。</p>

	<p>それから下水道事業、これは諏訪湖と千曲川。この千曲川は見させていただいて、また16年度に抜本的な見直しということを含んでということで、一応これは了解をいただいております。</p> <p>この諏訪湖の問題。これは昨日このこと自体ではありませんけれども、諏訪湖浄化ということで長野県のモデル事業、シンボリックな位置付けとして総合的に云々というような議論もありました。そういうことともいづらか関連すると思うんですが、これについてはいかがでしょうか。</p> <p>すみません、これに関連しますかね。昨日ちょっと今申し上げたような話題が出て、今日配られたんですね、「自然豊かな諏訪湖をめざして」というこの資料を確かお配りいただいたんですが、これとの関連も踏まえてちょっとご説明いただけますか。特に、これの総合的な責任主体はどうだなんていうこともあったんですけども、これを見ると一応生活環境部公害課から出ていることになるんですが。浚渫だとか、あるいは流入汚染源等のカットだとか、いろいろかなり総合的な対策が必要だみたいな。昨日ちょっとその話があって、今日、今お手元にこの資料が来たものから。</p>
小市土木部長	これ全体についての説明でございますか。
野口委員長	これに関する説明と、今の上下水道諏訪湖云々という、ここの何か関連みたいなものがあれば。
田附下水道課長	<p>下水道課長の田附と言います。よろしくお願ひします。諏訪湖につきましては公害課の方で中心になり、このような下水道、河川課を含めた対応の中で打ち合せをやっておりまして、事業として今こちらのお手元の方に差し上げてあります、その打ち合せした内容がそちらの方に記載されております。</p> <p>主体の方は公害課になりますが、土木に関しましては一応河川課の方が窓口ということになりまして、当然下水道課につきましてもそれに協力して事業の方も進めている状況でございます。</p>
野口委員長	今のこの流域下水道の、この関連もあるんですが。
小市土木部長	<p>私の方からこの冊子をお配りしてございますが、これは第4期諏訪湖水質保全計画ということで県計画として作ったものでございます。これは14年度から18年度までの5か年計画で対応しようという計画でございまして。具体的な対策事業につきましては、8ページに水質保全対策事業という具体的な事業があるわけでございますが。この中に下水道の整備、浄化槽等の整備、以下最後に湖沼の浄化対策と、こういうことになっております。</p> <p>この下水道整備につきましてはここにありますように、諏訪湖</p>

	<p>流域下水道の整備を進める中で、ここにありますような普及率、水洗化率を平成18年度末でこういうパーセントに持っていくということで、この5か年計画の4期の中には位置付けをされております。これがもとにございますが、今回再評価をいただいております諏訪湖流域下水道につきましてもこういう目標に向かいまして、今後事業を展開していくと、こういうことになります。</p>
野口委員長	<p>つまり、今の8ページの水質保全対策事業全体の中の、下水道の整備に関するところがこの今再評価を受けていることということになりますか。</p>
小市土木部長	<p>そうですね。</p>
野口委員長	<p>そういうことですかね。これにつきましていかがでしょうか。それで昨日少し議論になったのは、ひとつのシンボリックな事業として、所管がいろいろあるというようなことではなかなか総合対策が取りにくいので、昨日タスクフォースという言い方があったかと思うんですけども、言ってみれば専門的な対策部署みたいなものがあって、縦割り行政的ではなくて、かなり総合的にやっていくというようなことが必要じゃないかなというご意見が確かあったと思います。その辺のところは長野県生活環境部公害課というところがこれを出してはいますけど、今の説明でもやはり各部署がそれぞれのところを担当しているということで、統一的な部署となれば、それは知事がと言えばそれで終わりかもしれないけども、何か組織的に総合的な対策を講じるような形にはなっていないんじゃないかなと。その辺はどうでしょうか。</p>
小市土木部長	<p>それではちょっと、公害課の方から説明をいたします。</p>
中村公害課長補佐	<p>生活環境部公害課の課長補佐をしております中村でございますが、課長が出席できませんので代理をさせていただきます。</p> <p>お手元に配布いたしました第4期諏訪湖水質保全計画につきましては、ただ今委員長さんからお話がございましたように各部局にわたる、あるいは国の事業等につきましてそれぞれの会議を通じまして、事業を積み上げて総合計画として策定しているものでございます。これは湖沼水質保全特別措置法に基づきまして、環境大臣の承認を得て長野県知事が策定した計画ということでございます。したがって、ここに網羅してあります土木部所管事業あるいは農政部所管事業等々につきましては、毎年進捗管理をしてまいりますけれども、その進捗管理を進行する部署としては生活環境部ということで位置付けを今なされているところでございます。</p>
梶山委員	<p>先ほどの下水道との関連もあるんですが、まず周辺の旅館、ホ</p>

	<p>テル群の排水なんですけど、これはすでに流域下水道に入っているのかどうかという、入っているというのは終末処理まで含めてやっているのかどうかということと、このいただいたパンフレットの8ページですか、8ページに水質保全対策事業として下水道の整備、浄化槽等の整備、排泄物処理施設の整備と、廃棄物処理施設の整備と5つ挙がっているわけですが。これらの担当部署というのは、県庁内では大きく言うと同じところでやっているんでしょうか。</p>
野口委員長	はい、どうぞ。
中村公害課長補佐	<p>8ページの水質保全対策事業につきましてですが、下水道につきましては土木部所管事業でございます。浄化槽につきましては、これは生活環境部所管でございます。家畜排泄物につきましては農政部、その下の廃棄物処理施設、これにつきましては生活環境部ということでございます。あと次の湖沼の浄化対策として、底泥対策、浮遊ゴミ等につきましては、主として土木部諏訪建設事務所が事業を執行してございます。</p>
梶山委員	<p>それでは、例えばこのページを作るときに、庁内にプロジェクトチームみたいなものを作ってやってきたということでしょうか。</p>
中村公害課長補佐	<p>この計画の積み上げに際しましては、各部局を横断する庁内の連絡会議を作りまして、その中で事業を積み上げてございます。</p>
向山委員	それで、その責任者はだれなんですか。
中村公害課長補佐	<p>責任者と言いますか、その取りまとめは生活環境部公害課で行ったというものでございます。なお、そのあと、市町村長さん方との調整や国の省庁との協議、あるいは環境省の承認を得る作業というのは公害課が窓口で行ってございます。</p>
向山委員	では窓口は決まっているけれども、これの責任者というのはいないんですか。
中村公害課長補佐	<p>知事が策定する計画でございますので、端的に申し上げれば知事ということでございますが、それぞれの部局が所管事業を精力的に行うということで位置付けてございます。</p>
高橋彦芳委員	<p>環境部の公害課が関係部課に命令するわけじゃないですけども、今日はこういうことで集まってくれとか、そういうリーダーシップの権限というか、そういう位置付けはあるんですか。それが責任者というのか、そういうリーダーシップがなければみんながまちまちだと、いくらやっても水質浄化にもならないと思います。</p>
岡本委員	よく事務局、事務局と言うんですけども、主管課というか、

	<p>事務局がそこでリーダーシップというよりも、会議の招集をかけると。その会議の座長なんかは、例えば公害課だから、結局公害課長なり、あるいはもうちょっとランクを上げれば部長に就いていただいと。その際の部長なり課長なりは実は県知事の代行であるという、みなしになるんでしょ。要するに、この保全計画を作るときにそういう連絡会議を作って、これを作ったわけでしょ。</p>
中村公害課長補佐	<p>はい、現地機関であります諏訪建設事務所が直接の管理をしておりますので、諏訪地域に出向きまして、地域の皆さんと意見交換会や協議会を行う作業も合わせまして・・・</p>
岡本委員	<p>そのプロフィールというか、事務の中身を皆さんは疑問には思っているのではなくて、やはり向山さんは民間の方だから、やはり然るべき何か目標があったときは、例えば常務が座長となつてというような、あるタスクフォースとか作業チームを編成するんですね。その場合には責任はだれそれ、何々担当常務が務めるとかという具合になっているものですから、役所ではどうなつているのかと、そういう疑問なんです。役所はだいたい、事務局というのどこかの部局にあつて、ここは公害課ですよ。公害課が招集をかけて、必要な土木なり何なりを全部集めて然るべきデータをもらい、かついろいろな調整をする部分があれば調整をするということやってらっしゃるわけだから。ただ、その場合に形式的には慣行として事務局がやっていますから、普通はこれは課長ですかね。公害課という場合は、例えば、あなたのところはこの連絡会議をやるときに、発信人はだれになるんですか、何月何日お集まりくださいというのは。</p>
中村公害課長補佐	<p>他の部局長に宛てましては、生活環境部長から通知を申し上げます。また、主な会議は公害課長が招集しまして行います。</p>
岡本委員	<p>ですから、それは委員会と幹事会の差みたいなものなんでしょう。要するに部長名でやるときと、実務的には常任幹事的な役割で、よくやりますよね、事務局を作ったときにいつも作業委員会を作って、それは課長レベルでやると。しかし、然るべき大元は各部長全部、部長レベルでの調整で形式的にはなりますから、そういう役所独特の事務の進め方があるから。それに関して宇沢先生が今日いらっしゃらないから代弁すると、やはりこのような長野県のシンボルとなるような大きな事業なんだから、たとえ名目的と言うと悪いんですが、でも本部長として県知事が直々、少なくとも副知事が代行するような対外的な発信力を持つ組織として、連絡会議を構成してはどうかという意見があったということ</p>

	<p>ですね。</p>
野口委員長	<p>大変お答えにくいことでしょうから。おそらく実態的に見ればやはりまだ縦割り行政的な形があって、それをどこかがポンと統括して、それこそ土木部長を呼びつけ、生活環境部長を呼びつけとか、というような形の権限があるとすれば、これ知事か、あるいは場合によって、中の組織はよく分かりませんが、経営戦略局なんていうのは全体に関することなんでしょ。だから例えばそういうところが所管して、各部局を集めて総合的に管理するとかという、そういう組織には必ずしもなっていないんじゃないかなと。</p> <p>また、このような総合対策は部局の寄せ集め、連絡調整だけではやりきれない面があるんじゃないかなというのが先ほどからの趣旨ですので、その辺のところは小市部長さんも含めてちょっとお含みいただきたいと、意図は。そういうことで、今そうなっている、いないという話はあまりやってもしょうがないので。</p>
向山委員	<p>委員長、提案ですけれども。これ今出してもらったのは昨日の議論の流れから出していただいて、今、中村さんが説明してくれたので。今、議論すべきこのあと、流域下水道の2箇所うちのひとつの諏訪のこと、これはこれとして議論してもらって。また、河川事業の中でも諏訪湖のものがありますので、それも議論してもらって。これに関わることはまた別途知事への何か意見書とか提言とかという範囲でまた中村さんにいろいろ教えてもらいたいなというふうに思っておりますので。ちょっと切り離して議論してもらった方がいいと思います。</p>
野口委員長	<p>一応今、これとの関連ということで、ちょっとお話いただきましたけれども。先ほどから申していますように、かなり総合的な話ですので、では結構です。ありがとうございました。それでこの今の流域下水道諏訪湖、これにつきましてはよろしゅうございますでしょうか。</p>
梶山委員	<p>今、諏訪湖周辺のホテル、旅館群はどうなっていますかというご質問をいたしましたけれども。</p>
野口委員長	<p>すみません、もうひとつの質問。ホテル群の下水処理ということですか。</p>
田附下水道課長	<p>諏訪湖の周辺には温泉ホテルがございまして、そこには実際温泉が引かれてきております。そちらの方の接続はほぼ全数下水道につながっております。今現在の諏訪湖の流域下水道の、ちょっと説明が必要なんですけれども、普及率が93%の水洗化率が94.9%ということで、実質接続率が87%程度でございます。</p>

梶山委員	今、温泉排水の話がありましたが、当然厨房排水その他も全部、糞尿排水も入っているんですね、そういう理解でよろしいんですね。
田附下水道課長	ですから、温泉の排水、当然厨房等からの雑排水、トイレからの汚水等の流入も全部流域下水道に入っております。
野口委員長	よろしゅうございますか。
梶山委員	ちょっと私、意見を申し上げたいと思いますが。先ほどの向山さんの意見とも関連があるんですが。千曲川については来年度見直しという話が出ていますよね。それは今年度のものについてはまだ諮問であるとは思いますが、来年度見直しと言うことで今年度についてはいいんじゃないかと。これについてもやはり、諏訪湖については、見直しは来年度入っておりません。そうすると、ひとつはこの総合計画、総合的な諏訪湖対策との関連で考えれば、今年度はいいとしても来年度、これとの関連で見直しというようなことはあとでご検討いただければと思います。
野口委員長	県としては、この諏訪湖に関しては15年度策定ですから、そのまま一応いくと。つまり千曲川のように来年度見直しというような形ではないですね。
田附下水道課長	来年度につきましては、見直しというものは今のところは考えておりません。その理由としましては、今申し上げましたとおり、かなり多くの接続率がもう実現されておりまして。高度処理につきましても、昨日申し上げましたが、16年度末には全部の水系が全部の水量が高度処理が可能になるということございまして、それはほぼ間違いございませんので、今のところは特に見直しをしなければならないという必要性というものは特に感じておりませんし、今のところは指摘もされておりません。
野口委員長	梶山委員は見直しすべきだというご意見ですか。
梶山委員	ひとつは、ここにまず浄化槽等の整備というのがここに挙がっていますね、パンフレットを見ますと。それからもうひとつは、これは現在の処理能力が、私、その人口に対してどのぐらいの割合なのかはちょっとこの資料を見ただけではよく分からないのですが。処理能力、終末処理施設についてはまだひとつ、これから系列をひとつ増やして池を4つ増やすと、そういう計画になっているんです。これが本当に必要なかどうか、その検討をする必要があるんじゃないかという意味で申し上げました。
田附下水道課長	まずもう1池の増設につきましては、今の接続率がかなり上がってきておる関係で、今現在5系列の水量だけでもほぼだいたい満水状態になりますので、その辺、今後の接続の状況を見て池の

	<p>増設の方は建設を進めたいというふうに考えています。それにつきましては、いわゆる先端の方の管渠の整備は市町村の方が担当しておりますので、そちらの方の見直し等も含めまして、その辺はかなりシビアに計画をチェックしましたというふうになっております。</p>
小市土木部長	<p>21の6の資料を見ていただきたいのですが、6系列については5年後にまた再評価をしましてそこで決めたいと思っています。当面はずっともう5年ぐらいいきまして、今の状況ですと6系列の増設については5年後の評価を得た上で、その状況を見て判断をするということにしております。</p>
梶山委員	<p>5年後というのはちょっと先過ぎるような気がしますけれども。</p>
小市土木部長	<p>それは、一応5年後というのがその他の規定であるんですけども。必要であればその前にお諮りをして、判断をしていくというようなことも可能だと思っておりますが。</p>
梶山委員	<p>その点、柔軟に判断されるということであれば、特にこれは。</p>
野口委員長	<p>はい、分かりました。それでは千曲川も来年度ということもありますけれども、諏訪湖については少なくとも5年後ということにはなっていて、その状況によってはということがあるのかもしれないけれども、それではこの見直して継続というこれにつきまして、諏訪湖につきましてですけれども、よろしゅうございますでしょうか。</p>
出席委員一同	<p>意義なし。</p>
野口委員長	<p>ありがとうございました。千曲川はすでに了承をいただいております。</p> <p>それから次のページの道路事業であります。道路事業が10いくつぐらいありますが、これも昨日いろいろご意見を賜りましたが、特に大きな問題、個別にもそう出てなかったと思うんですが、いかがでしょうか。なおこの中の一番最後の百瀬～茂菅バイパス、これはすでに一応お認めいただいております。特にありませんか。はい、それではこの道路事業一応一括お認めいただくことにしたいと思います。</p> <p>次に河川事業、これは1ページ目から次の裏のところまでずっと14箇所ありますけれども。この中で話題になったのは、すでに下から2番目の浦野川、これはすでにお認めいただいている、一番下の諏訪湖の浄化のところ、ここのところは先ほどの議論との関連で、かなりモデル事業的、総合的な対策が必要じゃないかというご意見をいただいております。それ以外のところは特にな</p>

	<p>かったかと思うんですが。諏訪湖の、この浄化の問題はちょっと除きまして、他のところいかがでしょうか。特にありませんか。それでは、一応お認めいただくことにして。</p> <p>諏訪湖の浄化、これも昨日の議論も別にこれが問題だとか、認めないとか、そういう話ではなかったかと思うんですが。これの位置付けというのはかなり滋賀県における琵琶湖みたいなものでもあるし、長野県のひとつのモデル事業的な形で諏訪湖で泳げるような、そういうふうな形に浄化を進めていくということが総合対策として必要じゃないかと。そこで、先ほど話題にもなりましたタスクフォースというような言葉も出てきたわけでありまして。この点は何か、別途、意見書的な形でひとつ取り上げた方がいいんじゃないかということであったかなと思うんですが。</p>
向山委員	<p>意見書としてぜひまとめていただきたいと思いますので。別途、今日の議論とは切り離れた意見書にしてもらいたいと思います。そのときに、諏訪湖というふうに湖だけに限定するよりは、諏訪湖への流入河川と諏訪湖から天竜川が1本だけ流出していますし、そういった意味では諏訪湖・天竜水系という、何かそういう形で捉えられると、ひとつの水系的なモデル的な、タスクフォース的な動きになれば、すごくおもしろいのではないかなというふうに思っているんですね。</p> <p>そうなりますと、河口は静岡県の浜松地区ですし、現に浜松地区の人は天竜川の水を飲料として飲んでいるということですから。そういった他県も含めたひとつの何かつながりができれば、すごくおもしろいなと思っているんですけども。また、これは別途勉強していければいいんじゃないかと思っていますけれども。</p>
野口委員長	<p>他県との共同のところまで、ここで踏み込めるかどうかは分かりませんが。とにかく単なる諏訪湖ではなくて、あそこに流入もすれば流出もする、地域的な流域総合対策的な視点ということですよ。</p>
向山委員	<p>ええ、したがって諏訪湖・天竜水系という、そういう言い方がいいんじゃないかなと思いますけれども。</p>
野口委員長	<p>その辺、いかがなものでしょうか。いずれにしてもこれはこれとして一応お認めいただくとして、意見書的な形でここを少しクローズアップするというご趣旨でございますけれども。特に委員の方では、ご意見はよろしいでしょうか。</p>
梶山委員	<p>流域管理的に全部捉えるということは、これは本質的な話だと思うんですが。今回そこまで意見書を書けるのかという、この委</p>

	員会で書くんですね。
野口委員長	この委員会で書きます。
梶山委員	かなり厳しいなというふうに思います。
野口委員長	一応今までのところも我々がいろいろと案件を預かって、それを審議いただいた中に、いくらかその案件の幅を越えたところで公共事業そのもの、全般に対する本質的な提言もしております。ですから、区域が他県まで及んだときに、そのところまで言えるのかどうかと思うんですが。諏訪湖が今問われていますけれども、諏訪湖と天竜川をひとつの水系、一体として、流域として捉えてというぐらいのところまでは許されるんじゃないだろうか。
岡本委員	私はちょっと反対だと思うんですけどもね。将来の水系一貫の言わば水域共同体のようなものを展望するということは必要だと思うんです。その点では私は向山さんに賛成なんです。この件に関して言うと、ちょうど滋賀県が琵琶湖・淀川水系なんて言わないのと同じで、やはり諏訪湖が長野県のシンボルなんだから、諏訪湖というのを中心に謳った方が対外的なインパクトはあるんじゃないかと思うんですけどもね。中嶋先生、情報論的にはどうなんですか。
中嶋委員	おっしゃるとおりだと思いますね。現在すでにこういう形でやっているわけですから、これを私どもも、この議論の中で出てきた内容として意見書をまとめていくというのが正しい方向かと思います。
野口委員長	そうすると、次のステップとしてそういうことはあり得るとしても、文章上はそこまで行かずに諏訪湖の浄化というところで、それがシンボルとしての位置付けで、当然それはそこから流れることにも影響するわけですので、向山委員、どうでしょうか、その辺は。
向山委員	結局、天竜水系というふうに考えて、いわんや水を飲んでいる人たちから見ると諏訪湖の水質そのものというものと非常につながりが強いですし、今回のミーティングの中でも梶山先生の方からお話もいくつかありましたように、水生植物とか水生昆虫とかというふうになると、天竜水系というものは諏訪湖とは切っても切り離せないという、そういう位置付けがありますので。諏訪湖の水質の浄化というのは、結果としての下流でまた評価できることもいくつかあるかなと思ったんで。ただ、話をそこまで大きくすると対策も大変になるし、今日のあったこうした枠組みからは、ちょっとはずれるかもしれないということで心配です。

	<p>れども。できれば何かそういう、長野県の中に、水質に関する水系ということ俯瞰した取り組みでもって、公的なことを住民の人たちや、あるいはこういった行政機関だけでなく企業とか、そういうものも入った役割の中で対策が実施されるようなモデルができるとおもしろいなと思ったんで、その場合は諏訪湖だけだとちょっともったいないなと思って発言をさせてもらいました。</p>
野口委員長	<p>分かりました。そうしたら、一応ここの役割もありますので、諏訪湖という表現の中に、つまり諏訪湖・天竜水系というと確かに全部含まれてしまいますので、諏訪湖の浄化対策ということを謳いながら、それが下流に及ぼす影響についても云々とか何か、そういう範囲で一応広がりもたせつつ、あまり他流域までは踏み込まないというようなちょっと文章上の表現で少し工夫させていただくということではいかがでしょうか。</p>
向山委員	<p>まず、諏訪湖から入るということでは私はいいと思います。</p>
野口委員長	<p>はい。分かりました。趣旨は十分理解させていただきます。それはそういうことで、これもちょっと別途意見書の中に文章化させていただくということで。それ以外のところではこの河川事業、裏のページまで含めて14箇所、これ一括でよろしゅうございましょうか。それでは特に、昨日からも特に意見もなかったようでございますので、この河川事業14箇所をお認めいただいたということにさせていただきたいと思います。</p> <p>これで以上、個別事業53件、うちダム8事業という、大変膨大な諸事業の再評価案に対する委員会としての結論を得ることができました。十分なる審議というわけにはいかなかった点ももちろんこれはあります。53事業すべてを見ているわけでもありませんし。そういう点は必ずしも十分とは言い切れませんが、大変熱心なご討議と、それから現地でいろいろまた質疑をされる中で、現場感覚も持ちながらそれを他事業にもある程度応用していくというやり方。その間における皆さん方からの意見集約というようなことで、必ずしも開かれたい会合みたいなことも回ったわけですから、かなりのお時間を皆さん方にとっていただいたというふうに思っています。</p> <p>そういうことで個別53事業については、以上のようなすべて再評価案のとおり了解ということになりました。ただし、いくつかやはり問題提起をしておくべきだということが出てまいりましたので。まず先に確認ですが、先ほどお配りしまして、意見書を少し修正させていただきました。これはほぼ、今まとめていただきましたので、これはこれで今日確認させていただきたいと思</p>

	<p>います。それからもう1件は今まだずっと宿題で残しております、例えば今日の話で言いますと、林道に関する目的との関連、その辺のことをどう表現するかということ。今の諏訪湖浄化に関する問題。それから、ずっと前からありますのは、今日の中はかなり入れさせていただきましたが、いくつか確か、まだ私メモを整理しきれれておりませんが、いくつかあったかと思えます。そういうことで、これらを一度事務局と一緒に集約させていただきまして、それで取りまとめの、つまり意見書の案文を、できれば事前に皆さん方にお配りして、そしてまたそこに加筆等をしていただき意見を集約して、できたら次回の最終的な会合の段階で意見書として取りまとめると、こういう段取りを考えております。</p>
中嶋委員	<p>今の意見なんですけれども。意見書をまとめるに当たって、これまで出てきた議論に、さらにここで議論すべきことというのを提案とか、そういう形は可能ですか。</p>
野口委員長	<p>今まで残されたものと、それから当然この委員会として、ほぼ任期の3月までありますけれども、形の上ではほぼ終了します。したがって前回の意見書、そして今回、今出されているような意見書、さらにこちらの方で残ったような問題をまとめた意見書、そこにもっとこんなものも、当然公共事業再評価委員会等で意見として述べるべきだということがあれば、それはぜひ出していただきたいと思えます。そしてそこについては一度、もう一度原案として取り組んでまとめたものを皆さん方にお送りするなりして、最終的には次回の委員会で決めたいと。こういうことですので、今までの話だけに限らず、かなり盛りだくさんの議論でしたから、そのときそのときに追われている面もありましたので、もう1回すべてが終わった段階でよく考えるとこら辺はまだ不十分だなということがあれば、ぜひそのことも付け加えていただきたいというふうに思います。</p>
中嶋委員	<p>この委員会を通してやはり感じますのは、私どものこの再評価委員会のお預かりした職務の範囲を越えて議論すべきことというのを、やはりつくづく感じるんです。そういったことを個別の議論の中では言えないですから、意見書なり何なりにまとめるときにぜひ反映させていただきたいなと思えます。</p>
野口委員長	<p>はい、分かりました。前回の意見書もかなり我々は言われている範囲を越えた意見書になっている面もありますけれども、さらに総合的に判断したときに、もっとこんなことが必要じゃないかみたいなことはぜひ盛り込んでいただければというふうに思いま</p>

	<p>すので、その辺はまた後日よろしく願いいたします。それで意見書ですが、先ほどのように前文のところを、「今後の8河川の総合的な治水・利水事業に反映されたい」というような形に直させていただいたのと、あとここにありますように、特に2番目でしょうか。「災害危険地域に関する情報を提供することにより、開発行為等の抑制になるよう活用を図られたい」と。3番目は「ダムに代わる治水・利水対策を住民参加のもとで早急に・・・」</p>
梶山委員	<p>利用対策と書いてありますが・・・</p>
小市土木部長	<p>すみません、間違えました。</p>
野口委員長	<p>利水と呼んだけれども利用ですね。</p>
北沢技術管理室長	<p>利用ではなくて利水ですね。用を水と変えていただきまして、また直して再配布をいたします。</p>
野口委員長	<p>「ダムに代わる治水・利水対策を住民参加のもとで早急に具体化されたい」と。4番、「流域対策に当たっては、既存の歴史にあるため池、水田等の農業施設を地域と協働して維持管理し活用されたい」と。ほぼ今の、利用が利水、ここだけで、あとは先ほど読み上げたそのとおりかと思いますが。さらに何か修正はありますか。</p>
中嶋委員	<p>すみません、細かいことですが。記のあとに1、各事業に共通する意見というのが明記されているわけですが。これは、2はあるんですか。個別の意見というものが付くわけですか。</p>
北沢技術管理室長	<p>2が個別ダムに対する・・・</p>
野口委員長	<p>この裏のページにですね。</p>
中嶋委員	<p>そうなるわけですか、分かりました。失礼しました。</p>
野口委員長	<p>そういうことで、総合意見と個別意見ということで。よろしゅうございますでしょうか。</p>
梶山委員	<p>正直申し上げますと、あまり事業の数が多すぎて、特に道路事業、河川事業というのはこれは具体的に吟味していくと何かいろいろと出てくるような気もするんですけども。それは結論に影響を及ぼさない範囲で、また事前に、先ほどの意見書に付け加えることがあれば、出す機会を与えていただければ。</p>
野口委員長	<p>はい、どうしても全事業を精査してというところまでは多少行かなかった点もあるかと思いますが、その辺は個別なことで漏れていたことも含めてご提起いただき、それを・・・</p>
北沢技術管理室長	<p>ちょっと事務局から質問なんですが。中嶋委員さんのご発言の中で、今年の2月に「公共事業のあり方等について」ということで、いわゆる個別案件の意見書とそれ以外に対して共通意見書以</p>

	<p>外に、公共事業のあり方等についてというのをいただいているわけです。中嶋委員さんがおっしゃられるのは、そういういわゆる個別の案件を越えたというお話ですと、こういうことになるんでしょうか。それとも個別案件の中に、冒頭に共通事項の意見というのを書きますので、共通事項には先ほど委員長さんが言われたご指摘のところは、こちらでは記録させていただくんですけども。それを越えているということになりますと、これの第2バージョンが出るのかという感じまで行くのか。</p>
野口委員長	<p>改訂版みたいな感じまで行くのか。その辺はどこまでかはちょっとまだ皆さん方のご意見を賜らないとあれでしょうけれども。</p>
小市土木部長	<p>どういう内容になるのかは分からない。</p>
北沢技術管理室長	<p>それは意見書に書いていただくという、送付されるということですから。</p>
岡本委員	<p>「意見」というぐらいじゃないんですか。答申を求められているのはこれで終わりです、その他に感じたこと、これを越えてというのは付帯意見ということで処理されたらどうでしょうか。</p>
北沢技術管理室長	<p>昨年の、もうちょっと公共事業について全体のことで皆さん方の意見を書きたいということの中で、そういう趣旨でこういう立派なものが作られて県は受け取っているわけなんです。これの関わるような内容なのか、あるいは今までご討議いただいた53箇所から抽出した中から絞り出された共通意見なのかによって、ちょっと扱いが違うのかなと。その辺がちょっと整理していただければ、事務局とすれば、どちらでも私どもはかまわないんですが。</p>
野口委員長	<p>その辺はどの辺までを、今、具体的に、このことというのがちょっとないのかもしれないけれども。</p>
中嶋委員	<p>時間との兼ね合いで発言しようかどうしようかと思っておりましたので。</p>
野口委員長	<p>そのことの議論はともかくとして、例えばどのような。</p>
中嶋委員	<p>まず、2月に出したそれは確か私の理解では、こういう共通の考え方みたいなものがないと個々のことについては議論できないのではないかという話から、作るということになったんじゃないんですか。違いましたか。全体のガイドラインのようなものという。</p>
野口委員長	<p>必ずしも単なる・・・</p>
北沢技術管理室長	<p>中嶋委員さんは、それ以外について意見を述べられたいというお話でしたよね。</p>
中嶋委員	<p>今の、私の発言の趣旨はこういうことなんです。今回、非常にたくさんの公共事業の評価をやってきたわけですけども。その</p>

	<p>中でやはりつくづく感じますのは、たまたまここに10年を経過して出てきたからこうやってシビアに評価をし、また縮減が大変な額になっておりますけれども、こういう形でなされたと思いません。</p> <p>しかしながら、例えば事業進捗率が97%になったから、ひとつ1例を挙げますと、松本平の広域公園とかがこうやって出てきていますけれども。あと3億円残すだけで、大型遊具を撤去することぐらいしかできないわけですよ。それで、私が思いますのは、個々のこれに係っていない、まだ10年を経過していない事業についてはどういう形でその事業の適切さとか、評価というのをなされているのかということ、やはり気にせざるを得ないんです。ぎりぎりの段階で、こうやって出てきたものはもうどうしようもない。でも、まだ進捗率が非常に低いものについては、我々は止めるとか、そういうことはできますけれども。そこら辺のところを一度、私は県の方にご説明いただいて、どう言いますか、あり方みたいなものを考える必要があるんじゃないかなと思っておりますということであります。</p> <p>第2点が、ちょっと逆の方向なんですけれども。これもまた、ここの委員会の話ではないんですけれども。こうやってたくさんの公共事業を評価し、縮減をしていくわけなんですけれども。その一方で、私ども縮減を決めておりますが、実際に生活者と言いますか、具体的に言いますと、建設等を生業にされている方がこれによって大きな生活上の問題になるわけですね。そこらのところの、セーフティネットというか、そういう形で県の方が努力されているのはよく分かるんですが、私が聞いている範囲では大変、特に都市部の方ではなくて農村あるいは中山間地域の建設業に関わってらっしゃる方が、大変窮地に追い込まれているという状況を聞きますので、そういう部分でのセーフティネットというのも、きちんと考えていかないといけないではないかと思えます。その辺のところも一度私としては、県の方にきちんとご説明いただきたかったなと思っているということなんです。そういうことは、この委員会では議論すべきことではないと思うので、かと言いましても、実際、監視委員会をやっている人間として、やはりこういう部分も考えざるを得ないというふうに思います。</p>
野口委員長	趣旨は分かりました。
中嶋委員	そういうのが趣旨で、考えておるといことです。
野口委員長	その辺がこの提言の中に盛り込めるような内容かどうかは、ちょっとまだ私もはっきり言い切れない面があるんですが。ただ委

	<p>員の一員としては、昨日もちょっと議論はありましたけれども、ある面で切ることだけではなくて必要なものをもっと出すべきだということがありましたので。</p>
中嶋委員	<p>宇沢先生もそんなことを少しおっしゃっていたと思います。</p>
野口委員長	<p>切ったときに、その影響が当然出てくるであろうことは予想される。その辺に対して、ではどう手当てするんだということ、ここで議論するということでもまたないでしょうけれども、県なんかは、それにどう対策を講じられていますかみたいな議論というか、質問とか、そういうことはあっていいような気がします。どうでしょうか、提言書という形にまとめるときに相応しいのかどうかというある判断は少しこちらの方で、委員長、事務局あたりでさせていただいて、とりあえずはどんな意見があったということはすべて網羅させていただきますけれども。まとめる段階にどうなるかというときには、若干の整理ということが必要になるかもしれませんけれども。一応あらゆる、今言われたことも含めて、お出しただいていいんじゃないかなという気がしますけれども。</p>
宮坂委員	<p>委員長ひとつ。確かに、この委員会に諮問されている内容については今のとおりだと思うんですが、その他ということになりますでしょうか。例えばこれは作る方の問題だけになってきまして、大部分が。あと実際に現場を見ていると、環境問題等を考えると、あるいは川の中にまだたくさん草があって、雑草があって、実際治水上の効果がどうなのかなというような感もありますし。あるいはまた雪が降ったようなときに、道路は造っているんだけど、歩道の除雪はできていないとか、いろいろそういう生活と関係したような環境問題がありますね。そういうようなものもやはり今後、県も検討してもらいたいようなことも提案というか、附属、付帯の意見と言いますか、そんなような形で少し付けていただければどうかと、そんなふうに思いますが。</p>
野口委員長	<p>これは公共事業のあり方の中に、確か生態系を配慮しとか何かありませんでしたか。例えばこの提言書の2の「評価の基準について」というものの(1)の中に、経済効率性を重視した費用対効果分析の視点に加えて、公共事業の公平性の観点から住民の視点、また多面的、多角的(歴史・社会・景観・環境景観・生活云々)という言い方は、一応は入っておりますが。それを越えてもう少し、何か発言したいということであれば、別の文章が必要かもしれませんけれども。一応前回のときの提言書の中に入っているかとは思いますが。</p>

宮坂委員	<p>経常的な、維持管理的なものはやはりしっかりやっていってもらった方がということだね。</p>
梶山委員	<p>よろしいですか。委員長がおっしゃったように、前回の提言書の中を広く解釈すれば入っていると思うんです。それから最初に、中嶋委員のおっしゃった、要するにここに出てくるものはすでに97%は云々という話になりますと、もともと長野県の公共事業再評価実施要綱というのがあって、それに基づいて実施要領が作られて、それでもって最初に県の委員会の方に挙がってくるものが決まって、それと同じものがこちらに来る、そういう仕組みですよ。そうすると、実施要綱、実施要領をこう変えるというそういう趣旨、そういう類の意見になると思うんですが。それはこの委員会の性格としてそれを言うことは私は結構なことだと思います。ただそうしますと、県の委員会で取り上げる事項自体も変えるということがたぶん前提になるんだろうと思いますが。</p>
野口委員長	<p>これも、どこまでその意味を読むかにもよりますが、確か前回も出たものだけではなくて、場合によっては出てこないものもというような議論も確かあったかと思います。そういうことを踏まえて、この提言書の中にはその意味合いを確か散りばめたような、私は記憶があるんです。例えばこういう言い方をしているんですね。提言書の冒頭に、「長野県の公共事業のあり方を見直し、公共事業を厳選していくための事前事後評価制度の創設や、再評価制度の見直しを行い」とこういう言い方をしているんです。ですから、再評価制度そのものも見直す。そこには当然何年経ったらどうのこうのという、その基準にも関係しますし、何よりも事前評価、事後評価、三段階評価をせよという言い方、これはもう明らかに、今の再評価委員会の規定を越えている内容まで一応提言して、これをどう実行するかは、言ってみればあと県の方に係っているということかと思いますが。だいたいの枠組みは1回目よりのときの提言の中に盛り込んだかなという、今いくつかのご議論を聞いても。ただ、それですべてかどうかは分かりませんので、まだもう一度この提言書を読み返していただいて、どうもやっぱりこの辺はちょっと落ちているんじゃないかということがありましたら、若干この委員会の範囲を越えていたとしても、やはりここで議論できるような形に提言するということは可能かだと思います。</p> <p>そういうことで、提言書並びに今回、今採択させていただいた意見書、それから今度出てくるであろう今までの落ちた分の意見書、これを全部総合的に勘案して、なおかつこういうのが必要だ</p>

	<p>ということであれば、それを足していただくということでしょうか。</p>
向山委員	<p>2月に提言書がまとまっておりますので、それをベースにして監視委員会にあがってくる案件について、こういうふうに変えてきてくれているのか、どうなのか。そこでの問題、課題がどうあるべきなのかという、その範囲の中で我々が活用していけばいいんじゃないかと思います。</p> <p>13人の皆さんがこういうふうに限られた時間を削ってやって、今年もこれでもう4回ですか。ところがもう出席される方は13人のうち半数ぐらいというふうに、大変時間的にも皆さんに無理をしているわけですから、これがもし100件出てくる、300件出てくるということになると、これはもう我々の範囲を超えてとてもじゃないができなくなる恐れもあると思いますので。この提言書に基づいて、県の評価委員会の仕事の仕方が我々監視委員から見て、このように運営されているのかどうなのかという、そのような範囲の中で具体的な事例について審議を行うという範囲で私もいいと思います。</p> <p>したがって、答えとしての意見書は意見書としてこれはまとめると同時に、付帯意見ですか、付帯何て言うんですか、何かそういうものも作る中で、一方でこの提言書の、先ほど話が北沢さんの方からありましたけれども、15年度のバージョンを作るのかというのがありましたが、それも、例えば有効性の確認等についても、この文言はもっとこういうふうにした方がいいというのは見直しながら、ここに反映していくものがあればそういうふうになればいいと思いますし、それは今後の、また次回の打ち合せの中で議論ができると思います。</p>
野口委員長	<p>そうですね。自分たちでまとめておいて自画自賛ではおかしいんですけれども、やはり今見直してみても、かなり皆さん方の総意がそこに結集しているなという気がします。完全ではもちろんないかもしれませんが、この間これを基準にしながらいろいろ検討をさせていただき、また県も、これをひとつ基準にしてもう1回再評価してほしいというような、そういう形で来ていますので、ある面ではやはり今生きているんだなという気はします。その辺の不十分さは改訂することにやぶさかではありませんが、とりあえず、あるいは十分尊重いただいてなおかつ不足分等があれば、さらに改訂版なりへのご意見を賜りたいというふうをお願いしたいと思います。</p> <p>それでは一応これで全審議、意見書採択まで終わりました。あ</p>

	<p>とはもう一度確認しますと、まだ残された部分の意見書をもう一度まとめさせていただく折に、皆さん方からご意見を賜りたいということでもあります。</p> <p>そしてもう一度申しますけれども、次回の日程、昨日もちょっと申し上げましたが、井出先生もまだお出でなかったので、ちょっと事務局からそれ以上に詳しくなったのかどうか知りませんが、ちょっと発表いただけますか。</p>
北沢技術管理室長	<p>それでは昨日も若干ご説明しましたが、今回は11月30日、日曜日になりますが、栄村で開催したいと考えております。ここでは、今ご審議いただいた内容の成案をまた見ていただいて、決定していただきたいと考えております。それから、今出ました公共事業のあり方についての県の取り組みについても、進捗状況を説明したいと考えております。その後は、委員の方から出ておりましたが、日本でも実践的に自立ある村を築かれている、もうお帰りになりましたけれども、栄村の村長さんから講演をいただいて、よりよい公共事業のあり方について勉強したいというようなご意見が前回ありましたので、そのお話をお聞きしたいと考えております。</p> <p>翌日は、実際にお話いただいた中の、実践している箇所を見学させていただきたいというふうに考えて、午前中で終了したいというふうな考えで今はおります。以上です。</p>
野口委員長	<p>はい、それで、現在で出欠状況を確認できるところはどんな具合ですかね。今日の委員の中では、もう最初からダメだという方が、梶山先生はダメということでしたね。</p> <p>最終的な委員会が成立するというこのためには一応7人が必要ではありますが、30日の段階は私も含めて9名です、今のところ。だから、この日のうちに先ほどの意見書等の採択を行って、翌日は現地視察ということで、このときには6人になります。定足数にはなりませんけれども、そこはもう決定するとか、そういうことはいたしません。</p> <p>そういうことで、結局10人を超えることはほとんどなかったのかな。皆さん方大変全国的にご活躍の方なので、そうそう日程が調整できなくて、私の日程に合わさせていただいたようなもので、私はちょっと欠席するわけにはいかないものですから。そんなことで、1回も出れなかったという方はありませんけれども、まあほぼ8割以上の非常に皆勤に近い方と、なかなか出にくいという方とおられまして、その辺では少し残念な面もありますけれども、大変熱心にご議論いただきまして、何とかここまでたどり</p>

	<p>着くことができました。</p> <p>皆さん方のご協力に感謝して、今日はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
司 会	<p>これで、第4回委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p>